

昭和三十年七月十五日受領  
答 弁 第 一 二 三 号

(質問の 二二三)

内閣衆質第二三号

昭和三十年七月十五日

内閣総理大臣 鳩山一郎

衆議院議長 益谷秀次殿

衆議院議員森本靖君提出機船底びき網漁業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員森本靖君提出機船底びき網漁業に関する質問に対する答弁書

一 機船底びき網漁業は、漁獲能率が高いため沿岸漁業との摩さつを生ずるおそれがあるので、極力これを減船整理することとし、努力を続けてきた結果、過去二箇年間に六二〇隻二万二千トン近いものを整理することができた。他種漁業への転換等により今後とも減船に努力するとともに、残存のものについても従来の漁場よりも比較的沿岸漁業と摩さつの少い沖合漁業に移行せしめる等により、資源の維持及び沿岸漁業との摩さつ防止のため努力したいが、全国的に全面廃止することは不可能と思われる。

二 底魚の繁殖保護のための一施策として、従来機船底びき網漁業に対しては禁止区域あるいは禁止期間を設けてあるが、更に繁殖保護を図るために遺憾のないよう処置したい。

三 禁止区域を侵犯する違反業者に対しては行政処分として一定期間漁業を停止し、漁船の碇泊を命じ悪質の違反者及び犯を重ねるものについては、許可の取消を行つている。

四 水産庁に所属する漁業取締船の取締能力を極力増強して禁止区域侵犯のないよう監視の万全を期すべく努力する。

右答弁する。